

建築基準法に違反している建築物について、次のとおり命令しましたので、同法第9条第13項の規定により公告します。

平成20年6月30日

京都市長 門川 大作

建築物の所在地、用途、構造、建築面積及び延べ面積	命令を受けた者の住所及び氏名	命令年月日	命令の内容	根拠条項
京都市南区八条源町3番地7他 用途 工場 構造 鉄骨造 3階建て 建築面積383平方メートル 延べ面積633平方メートル	京都市南区八条源町3番地 金 壽萬	平成20年6月17日	平成20年7月30日までに、使用する空気圧縮機の原動機の出力の合計を1.5キロワット以下にし、原動機を使用する作業場の床面積を50平方メートル以下にすること。  建築面積の敷地面積に対する割合が10分の6を超える部分（約91平方メートル）を除却すること。	第9条第1項

(都市計画局建築指導部建築監察課)